

社会福祉法人大樹

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 大樹（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員の報酬等について定めるものとする。また、評議員選任・解任委員の報酬についても、この規定により定める。（以下、役員、評議員、評議員選任・解任委員を総称して「役員等」という）

(役員等報酬)

第2条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り報酬を支給する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の報酬

1日につき 6,680円を当日現金にて支払う。

(2) 監事が、監査を実施した場合の報酬

1日につき 6,680円を当日現金にて支払う。

2 各年度の総額が、一人当たり10万円を超えないこととする。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和5年6月22日から施行する。